

議案第52号

白山平泉寺大門周辺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の全部改正について

白山平泉寺大門周辺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

白山平泉寺大門周辺観光振興拠点の管理にあたり指定管理者制度を導入し、民間活力により施設の魅力を高め、持続可能な運営を可能とするため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例

白山平泉寺大門周辺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例（平成 26 年勝山市条例第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 国史跡白山平泉寺旧境内を史跡白山平泉寺旧境内整備基本計画に沿って活用し、誘客物販によるおもてなし、市民と来訪者との体験交流、情報発信による誘客促進等を通じた地域経済の活性化を図るため、白山平泉寺観光振興拠点を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 白山平泉寺観光振興拠点
- (2) 位置 勝山市平泉寺町平泉寺第 41 号 8 番地

（施設）

第 3 条 白山平泉寺観光振興拠点（以下「観光振興拠点」という。）は次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 精進坂前交流施設「あ之蔵」（以下「あ之蔵」という。）
- (2) 東尋坊跡体験交流・情報発信施設「と之蔵」（以下「と之蔵」という。）
- (3) 精進坂前誘客施設
- (4) あづま屋
- (5) トイレ
- (6) 多目的広場
- (7) あ之蔵横広場
- (8) あづま屋横広場
- (9) と之蔵横広場

(10) と之蔵前駐車場

(11) 第1駐車場

(12) 第2駐車場

(開館時間)

第4条 観光振興拠点の開館時間は、次のとおりとする。

(1) あ之蔵 午前9時から午後9時の間において、第7条に規定する使用申請許可に基づき開館

(2) と之蔵 午前9時から午後3時まで

(3) 精進坂前誘客施設 午前9時から午後3時まで

(休館日)

第5条 観光振興拠点のうち、あ之蔵、と之蔵及び精進坂前誘客施設の休館日は、火曜日及び12月1日から翌年3月20日までとする。

(事業)

第6条 観光振興拠点は、次に掲げる事業を行う。

(1) 誘客物販に関すること。

(2) 体験交流に関すること。

(3) 情報発信に関すること。

(4) 地域住民の活性化に関すること。

(5) 来訪者への利便性提供に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(使用の許可)

第7条 観光振興拠点の施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 市長は、観光振興拠点の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理及び運営上支障があるとき。

(便益施設の設置)

第8条 観光振興拠点において、便益施設を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、観光振興拠点の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第9条 第7条の規定に基づき許可を受けた者は、別表1に掲げる区分に該当する使用料を市長に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に納付するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときには使用後に納付することができる。

3 駐車場を使用する者は別表2に定める金額の使用料を市長に納めなければならない。

4 駐車場の使用料は、3月21日から11月30日までの期間において、午前9時から午後3時の間に使用する場合に納付しなければならない。

5 前条の規定に基づき設置の許可を受けたものは、便益施設設置により得られた収入額の5%を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、前条第1項及び第3項に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当する場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災、気象その他使用者の責によらない理由で、施設等が利用できなくなったとき。
- (2) 施設等の管理上、特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(敷地内における遵守事項)

第12条 観光振興拠点の敷地内に入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) はり紙、はり札その他の方法によって広告を掲示し、又は広告を散布しないこと。

- (2) たき火、花火その他施設等に危険をおよぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取しないこと。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取しないこと。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (6) 立入を禁止されている区域に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は止めないこと。
- (8) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがある行為をしないこと。
- (9) 施設等又は展示品を損傷し、又は滅失させる行為をしないこと。
- (10) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (11) その他施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

2 市長は、敷地内への入場者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(入館者の遵守事項)

第13条 観光振興拠点の施設に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品に触れないこと（特に指定した展示品を除く。）
- (2) 展示品の近くでインキ、墨等を使用しないこと。
- (3) 館内は全面禁煙とする。
- (4) 所定の場所以外で飲食はしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 市長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(施設使用者の遵守事項)

第14条 第7条の規定に基づき許可を受けた者（以下「施設使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第7条の許可を受けた使用内容を変更し、又は使用目的以外に使用しないこと。

- (2) 使用の許可の際に付した条件に違反しないこと。
 - (3) 施設等をき損し、又は汚損しないこと。
 - (4) 第7条の許可を受けた施設等を転貸し、又は当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
 - (5) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
 - (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 市長の許可を受けないで、作品、物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示、その他これらに類する行為、特別の設備等を設けること及び特殊な物件を搬入しないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、観光振興拠点の管理上支障がある行為をしないこと。
- 2 市長は、施設使用者が前項の規定に違反したときは、第7条の許可を取り消すことができる。
- 3 施設使用者は、施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。
- (損害賠償)

第15条 入場者、入館者及び施設使用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に観光振興拠点の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条第1項から第4項までに定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、第6条に掲げる事業及び次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 開館時間の変更及び臨時休館に関する事。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 入場者及び入館者の拒否又は退場に関する事。
- (3) 第7条の規定による使用の許可に関する事。

(4) 別表 1 及び別表 2 に定める額を超えない範囲内で使用料を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(5) 第 9 条第 5 項に規定する使用料を徴収すること。

(6) 施設等の維持管理に関する業務

(7) 前 6 号に掲げるもののほか、観光振興拠点の管理及び運営に必要な業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 7 条及び第 9 条第 1 項から第 4 項まで並びに第 10 条から第 14 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条第 1 項から第 4 項まで、第 10 条及び第 11 条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、勝山市の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年勝山市条例第 9 条）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、観光振興拠点の管理を行わなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第9条関係)

施設名	単位	金額
あ之蔵	1日	20,000円
多目的広場	1日	20,000円
あ之蔵横広場	1日	50,000円
あづま屋横広場	1日	20,000円
と之蔵横広場	1日	50,000円

別表第2(第9条関係)

区分	単位	金額
大型自動車	1回につき 1日	3,000円

※ 大型自動車とは人の運送の用に供する乗車定員11人以上の車両をいう。